特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和6年12月25日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき予防接種を実施し、情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。(具体的な業務) ①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③予防接種の記録の作成及び保存 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係るVRSを利用する予防接種事務【令和6年9月30日終了】 (ア)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録【令和6年9月30日終了】 (イ)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会及び提供【令和6年3月31日終了】 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (ア)VRSの機能が令和6年9月30日をもって全て停止。それによる令和6年10月1日以降、健康管理システム等にデータの登録、管理を行う。 (イ)接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明証の交付を行う。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、健康管理システム等からな付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。 サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

/100	【番号(~ ~
шы		PE SIDE

番号利用法第9余1項 別表 14項、/0項、111項、12600項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)【令和6年3月31日終了】 番号法第19条第6号(委託先への提供)【令和6年9月30日終了】 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降 市町村はワクチン接種 法令上の根拠

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく総務省 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく総務省	i 令第2条の表25,26,153,154の項 i 令第2条の表25,26,27,28,29,153,154の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先 総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	健康増進課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			6年12月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] れぞれ重点項目割	評価書又は	3) 基礎項目評価	5書及び 5書及び	
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を	徐く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	55]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ეგ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分であ	55]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ე გ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提	供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]	接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ið]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	iā]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが行による照会を原則としている	得られない場合 る。また、更新時	その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、 たにのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報 にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナ 、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えら

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]	全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策、事務に必要のない情で不正に使用されるリな使用等のリスクへの対けれるリスクへの対システムを通じて目的システムを通じて不可いが、	D対策 対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 的外の入手が行われるリスクへの対策 正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	取り扱う事務に従事する職員 未受講者に対しては再受講の ている。また、庁内で漏えい等	(会計年度職員を含む の機会を付与し、関係 等のヒヤリハット事案が	研修を行っている。年度中において、特定個人情報をむ。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、まする全ての職員が研修を受講するための措置を講じが発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要なこいることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月8日	I 関連情報③システムの名称	母子保健システム	削除	事後	再確認修正のため
平成29年6月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長 麻生清美	健康増進課長 生野浩一	事後	人事異動に伴う所属長変更の ため
平成29年6月1日	I T 7	総合政策課 〒879-5498 大分県由布市庄内 町柿原302番地 Tel097-582-1111	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿 原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため
平成29年6月1日	I 8 連絡先	健康増進課 〒879-5192 大分県由布市湯布院町川上3738番地1 Tel0977-84-3111	健康増進課 〒879-5498 大分県由布市庄内 町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため
平成29年10月30日	評価実施機関名	由布市長 首藤奉文	大分県由布市長	事後	市長名の削除
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長 生野浩一	健康増進課長 馬見塚 美由紀	事後	人事異動に伴う所属長変更の ため
令和1年5月10日	新様式へ変更			事後	7,007
令和2年12月14日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	事前	番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正
令和2年12月14日	ΙI	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19	(情報照会の根拠)	事前	番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正
令和2年12月14日	Π 1	平成27年6月30日時点	令和2年11月30日時点	事前	
令和2年12月14日	П 2	平成27年6月30日時点	令和2年11月30日時点	事前	
令和3年4月20日	T 1	予防接種法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別	事前	
令和3年4月20日	ĪΙΔ	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19	番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19	事前	
令和3年4月23日	T 1	(具体的な業務)に⑤を加える。	⑤新型コロナウイルス感染症対策に係るVRS を利用する予防接種業務	事前	
令和3年4月23日	T 1	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム	健康管理ジステム 団体内統合宛名管理システム	事前	
令和3年4月23日	1 3	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	事前	
令和3年4月23日	TV 4 特定個 人 情報ファイル	委託しない	2)十分である	事前	
令和3年5月26日	Τ Δ	番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19 の項	番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、16 の3、17、18、19の項	事前	
令和3年6月10日	1 1	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律	事後	
令和3年6月10日	1 3	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項及び別表第一の10、93の2	事後	
令和3年6月10日	T /	番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、16 の3、17、18、19の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、	事後	
令和3年9月15日	1 1	(具体的な業務) ①予防接種対象者に対して接種を受けることへ	(具体的な業務)	事後	
令和3年9月15日	T関連情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年11月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年11月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年1月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム	事後	
令和4年1月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の10、93の2 の項	番号法第9条第1項 別表第一 10項、49の項、 76の項、及び93の2項	事後	
令和4年1月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の	事後	
令和5年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和5年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長	健康増進課長	事後	人事異動に伴う所属長変更の ため
令和6年12月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	の規定に基づき予防接種を実施し、情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な業務) ①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③予防接種を受けた者からの費用徴収 ④予防接種の記録の作成及び保存 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係るVRSを利用する予防接種事務	ア防存性法(昭和1/3年法律第08号)、制空インノルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための過下「番号法」という。)の規定に基づき予防接種を実施し、情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。(具体的な業務) ①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③予防接種の記録の作成及び保存 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係るVRSを利用する予防接種事務【令和6年9月30日終了】 (ア)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録【令和6年9月30日終了】 (イ)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会及び提供【令和6年3月31日終了】 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務(ア)VRSの機能が令和6年9月30日をもって全で見、他市区町村へは極端が令和6年9月30日をもって全で見、他市区町村へは極端を対策に係る予防接種事務(ア)VRSの機能が令和6年9月30日をもって全で停止。それによる令和6年10月1日以降、健康管理システム等にデータの登録、管理を行う。 (イ)接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明証の交付を行う。 、アクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、金和6年10月1日以降、健康管理システム等による6年10月1日以降、健康管理システム等によります。	事後	新型コロナウイルス特例臨時接種終了に伴う事務の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	新型コロナウイルス特例臨時 接種終了に伴う事務の修正
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	76の項、及び93の2項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務におけるワクチン	番号法第9条第1項 別表第一 10項、49の項、76の項、93の2項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	新型コロナウイルス特例臨時 接種終了に伴う事務の修正及 び番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の 3、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 12の2、12の2の2、59の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の 3、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 12の2、12の2の2、13、13の 2、59の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26,153,154の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26,27,28,29,153,154の項	事後	番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年5月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	標準化対応のため
令和6年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年5月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	標準化対応のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作 業	旧様式になし	2) 十分である ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	# 01	標準化対応のため及び様式 の改正に伴うもの
令和6年12月25日	IV 11. 最も優先度が高い と思われる対策	旧様式になし	9)	事前	標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの